

障がい福祉サービスガイド

吉川市



吉川市イメージキャラクター なまりん

ノブくんスマイル基金

～障がい者が愛着のある吉川市で親亡き後も
安心して暮らしていくためのサポート基金～



障がいのあるお子さんの保護者から吉川市の障がい福祉発展を願って寄附の申し出があり、障がい福祉施策のための基金を設置しました。賛同する寄附金を随時募集しています。基金は、障がいのある方が吉川市で安心して暮らすための事業に大切に活用させていただきます。

発行	吉川市こども福祉部障がい福祉課
初回発行日	平成12年 9月 1日
改訂	令和 8年 4月 1日
問い合わせ	吉川市こども福祉部障がい福祉課 障がい福祉担当・相談支援担当
【電話】	048-982-9530 (障がい福祉担当) 048-982-5238 (相談支援担当)
【FAX】	048-981-5392

障がい福祉サービスガイドについて

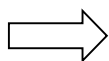
「障がい福祉サービスガイド」は、障がい福祉に関する情報を総合的に掲載し、皆さまに分かりやすく提供することを目的に作成したものです。吉川市で実施している障がい福祉サービスをはじめ、税の減免制度や各種の割引などについて解説してあります。

障がい福祉サービスガイドの使い方

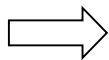
このガイドは全体の詳細な目次とは別に、サービスの内容ごとに分類した目次をご用意しました。詳細な目次で検索しづらい場合、次ページの「種類別目次」をご活用ください。

表内のイラストについて

18歳以上の方と18歳未満の方で受けることのできるサービスが異なる場合があります。このガイドでは、以下のイラストによってサービスの対象者を表しています。



18歳以上の方に関する内容です。



18歳未満の方に関する内容です。

どちらのイラストもない場合は、両者に関する内容となっています。

※18歳未満の方が対象になる手当を保護者が受給する場合などでも分かりやすさを優先して18歳未満としています。

注意

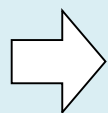
解説は、サービスや制度の概要を記載しています。制度によって年齢や所得による制限、事前申請などもありますので必ず事前にご相談ください。また、吉川市以外の機関によるサービスは、ホームページ等の情報を基に掲載してありますので、サービスや制度のご利用に当たっては、必ず窓口に記載してある担当部署にお問い合わせ下さい。

種類別目次

手当・年金

障がいの程度や障害者手帳の等級などによって手当の支給が受けられます。

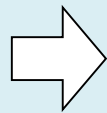
また、年金を受給できる場合もあります。



4ページへ

医療費の助成

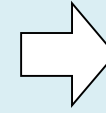
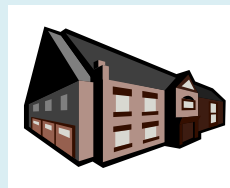
病院を受診した際の医療費や薬代の助成が受けられます。



6ページへ

施設などの利用

定期的または一時的に施設などに行き、介助を受けたり、作業などを行って日中を過ごします。

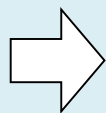


7ページへ

日常生活を助けるサービス

自宅での介助や外出の支援など日常生活の困りごとを解決するサービスです。

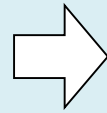
用具の購入助成などの制度もあります。



9ページへ

相談機関のご案内

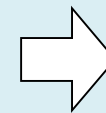
障がいに関するお悩みや就労に関するご相談、その他日常生活の困りごとの相談窓口です。



13ページへ

税や公共料金の割引

自動車税などの税金や高速道路・NHK受信料などの割引制度です。



13ページへ

目次（詳細）

障害者手帳について……………1

主な障がい福祉サービス一覧……………2

1 手当・年金……………4

(1) 手当

児童扶養手当……………4 特別児童扶養手当……………4 特別障害者手当……………4 障害児福祉手当……………4
在宅重度心身障害者手当……………5

(2) 年金等

障害基礎年金……………5 障害厚生年金・障害手当金……………5 心身障害者扶養共済制度……………5

(3) 貸付

生活福祉資金貸付……………6

(4) その他の助成

一時介護等利用料助成……………6 障害福祉サービス等利用者負担助成……………6

2 医療費の助成……………6

自立支援医療（更生医療）……………6 自立支援医療（育成医療）……………6 自立支援医療（精神通院医療）……………6
指定難病に係る医療給付、特定疾患医療給付……………7 重度心身障害者医療費助成……………7 ひとり親家庭等医療費助成……………7
小児慢性特定疾病医療給付……………7 子ども医療費給付……………7

3 施設などの利用……………7

療養介護……………7 生活介護……………8 自立訓練（機能訓練・生活訓練）……………8 就労移行支援……………8
就労継続支援……………8 就労選択支援……………8 地域活動支援センター……………8 日中一時支援……………8 児童発達支援……………8
放課後等デイサービス……………8 保育所等訪問支援……………9 短期入所（ショートステイ）……………9 施設入所支援……………9
共同生活援助（グループホーム）……………9

4 日常生活を助けるサービス……………9

(1) 介護に関するサービス

居宅介護（ホームヘルプ）……………9 訪問入浴……………9

(2) 移動や外出支援のサービス

ホームヘルパー同行による外出支援（行動援護、同行援護、移動支援）……………9 のぞみ号の貸出し……………10
タクシー利用券・自動車燃料チケット……………10 自動車運転免許取得費の支給……………10 自動車改造費の支給……………10
三輪自転車購入費の支給……………10 自動車運転の無料教習……………10

(3) 情報伝達やコミュニケーション支援のサービス

意思疎通支援……………11 難聴児補聴器購入費助成……………11 NET119番・FAX119番……………11
110番アプリシステム・FAX110番……………11 電話リレーサービス……………11
災害時のコミュニケーションツールとしてのバンダナ……………11 音声版広報の配布……………11

(4) その他

緊急通報システム貸与……………11 日常生活用具の支給・貸与……………11 補装具の支給……………12 地域移行支援……………12
地域定着支援……………12 就労定着支援……………12 自立生活援助……………12 福祉サービス利用援助……………12
選挙の郵便投票制度……………12 パートナー収集……………12 就労促進支援金……………12

5 相談機関のご案内……………13

吉川市役所障がい福祉課……………13 障がい者相談支援センターすずらん……………13
吉川市障がい者就労支援センターレゴリス……………13 吉川市こども発達センター……………13

6 税や公共料金の割引……………13

(1) 税の減免

所得税……………13 住民税……………13 自動車税・軽自動車税……………14 利子等の税……………15
相続税……………15 贈与税……………15 消費税……………15 個人事業税……………15

(2) 公共料金の割引等

市内公共施設利用料……………16 有料道路の通行料……………16 NHK受信料……………16 タクシー運賃……………16
JR鉄道……………17 JRバス運賃……………17 国内航空運賃……………17 県内バス運賃……………18 NTT番号案内料金……………18
青い鳥郵便葉書……………18 郵便料金……………19 駐車禁止除外……………19 埼玉県伊豆潮風館……………19

7 吉川市社会福祉協議会が実施するサービス……20

介護用品の貸与・・・20 福祉サービス利用援助事業 あんしんサポートねっと・・・20 生活福祉資金の貸付・・・20

8 障がい者歯科……………21

9 障がい者に関するマーク ……………22

10 別表1(日常生活用具の種類・対象者)……………23～29

11 関係機関所在地・連絡先 ……………30

12 障がい福祉サービス事業所一覧・マップ……………31～33

障害者手帳について

障害者手帳は、障がいの程度によって埼玉県知事が交付する手帳です。様々な福祉制度を利用するために必要となります。障害者手帳の等級に応じて受けることができるサービスについては、2ページの一覧をご参照下さい。

手帳の種類	等級		対象者	窓口
	重度 ←	→ 軽度		
身体障害者手帳	1級・2級・3級・4級・5級・6級		次のいずれかの機能に永続する障がいがある方 視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能・そしゃく機能、 肢体（上肢・下肢・体幹・脳原生運動機能）、心臓、腎臓、 呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、 免疫機能（ヒト免疫不全ウイルスによる）	障がい福祉課
療育手帳	㉠・A・B・C		児童相談所または埼玉県総合リハビリテーションセンターで知的障がいと認定された方	
精神障害者保健福祉手帳	1級・2級・3級		統合失調症、気分（感情）障害、非定型精神病、てんかん、精神作用物質による精神障害（中毒精神病）、器質性精神病およびその他の精神疾患を有する方で、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方	

※いずれの手帳もカバーの色は「紺色」です。

主な障がい福祉サービス一覧

【表の見方】

○…該当、ただし他の要件を満たす必要がある場合があります。

▲…障害者手帳の取得を要件とせず、他の要件によって受給の可否が決まります。

×…該当しません。

名 称	ページ	身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者保健福祉手帳		
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	㊤	A	B	C	1級	2級	3級
1 手当・年金														
在宅重度心身障害者手当	5	○	○	×	×	×	×	○	○	×	×	○	×	×
心身障害者扶養共済制度	5	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	▲	▲	▲
一時介護等利用料助成	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×
2 医療費の助成														
自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）	6	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×
重度心身障害者医療費助成	7	○	○	○	×	×	×	○	○	○	×	○	○	×
3 施設などの利用														
療養介護、生活介護、 自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、 就労継続支援、就労選択支援、 地域活動支援センター、日中一時支援、 児童発達支援、放課後等デイサービス、 保育所等訪問支援、短期入所（ショートステイ）、 施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）	7～9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4 日常生活を助けるサービス														
(1)介護に関するサービス														
居宅介護（ホームヘルプ）	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
訪問入浴	9	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
(2)移動や外出支援のサービス														
行動援護	9	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
同行援護	9	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×
移動支援	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○





名 称	ページ	身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者保健福祉手帳		
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	㊤	A	B	C	1級	2級	3級
タクシー利用券・自動車燃料チケット	10	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	○	×	×
自動車免許取得費・自動車改造費の支給	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三輪自転車購入費の支給	10	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×
(3)情報伝達やコミュニケーション支援のサービス														
意思疎通支援	11	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×
(4)その他														
緊急通報システム貸与	11	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
日常生活用具の支給・貸与	11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×
補装具の支給	12	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×
地域移行支援・地域定着支援	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
就労定着支援・自立生活援助	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6 税や公共料金の割引														
(1)税の減免														
所得税、住民税	13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自動車税、軽自動車税	14	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	×
利子等の税、相続税	15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
贈与税	15	○	○	×	×	×	×	○	○	×	×	○	×	×
(2)公共料金の割引等														
市内公共施設の利用料	16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
有料道路の通行料	16	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×
NHK受信料	16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
タクシー、JR、バス、国内航空運賃の割引	16～18	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
NTT番号案内料金	18	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
青い鳥郵便葉書	18	○	○	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×
郵便料金、駐車禁止除外、埼玉県伊豆潮風館	19	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※ 難病患者の方は、サービスの種類によって該当するものもありますので、お問い合わせください。

事前申請が必要なサービスもございますので、必ず窓口に記載してある担当部署にお問い合わせ下さい。

1 手当・年金

(1) 手当

名称	対象者	内容	窓口
児童扶養手当 	次の要件に該当する方 ○離婚などによりひとり親家庭で子どもを養育している方や父または母に一定の障がいがある子どもを養育している方 ○所得が一定額を超えない方	次の額を2か月分まとめて奇数月（5、7、9、11、1、3月）に支給します。 児童1人の場合 月額11,010円～46,690円 児童2人目より1人につき 月額5,520円～11,030円加算	子育て支援課
特別児童扶養手当 身体・療育・精神 	次の要件に該当する方 ○重・中度の障がいのある20歳未満の障がい児を養育している父母または養育者 ○所得が一定額を超えない方 ○障がいを支給事由とする年金を受給していない方 ○特定の施設に入所していない方	次の額を4か月分まとめて4、8、11月に支給します。 重度障がい児1人につき月額58,450円 中度障がい児1人につき月額38,930円 ※障害者手帳を所持していなくても手当用の診断書により対象になる場合があります。	障がい福祉課
特別障害者手当 身体・療育・精神 	次の要件に該当する方 ○20歳以上の方 ○精神又は身体の重度の障がいにより日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方 ○特定の施設に入所していない方 ○継続して3か月を超えて病院や老人保健施設に入院していない方 ○本人及び扶養している方の所得が一定額を超えない方	次の額を3か月分まとめて2、5、8、11月に支給します。 月額30,450円 ※障害者手帳を所持していなくても手当用の診断書により対象になる場合があります。	障がい福祉課
障害児福祉手当 身体・療育・精神 	次の要件に該当する方 ○20歳未満の方 ○特定の施設に入所していない方 ○次のいずれかに相当する方 ・身体障害者手帳…1級および2級の一部 ・療育手帳…㉠ ・精神に障がい等があり常時介護を要する方 ○本人及び扶養している方の所得が一定額を超えない方 ○障がいを支給事由とする年金を受給していない方	次の額を3か月分まとめて2、5、8、11月に支給します。 月額16,560円 ※障害者手帳を所持していなくても手当用の診断書により対象になる場合があります。	障がい福祉課

事前申請が必要なサービスもございますので、必ず窓口に記載してある担当部署にお問い合わせ下さい。

名称	対象者	内容	窓口
在宅重度心身障害者手当 身体・療育・精神	次の要件に該当する方 ○次のいずれかの障害者手帳の交付を受けている方(65歳以上で新たに手帳を取得した方は除く) ・身体障害者手帳…1級、2級 ・療育手帳…㉔、A ・精神障害者保健福祉手帳…1級 ○次の手当を受給していない方 ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・経過措置による福祉手当 ○施設に入所していない方 ○ <u>受給者本人</u> の前年の所得に市民税を課税されていない方	次の額を6か月分まとめて9、3月に支給します。 月額5,000円	障がい福祉課

(2) 年金等

名称	対象者	内容	窓口
障害基礎年金 身体・療育・精神	次の要件に該当する方 ○国民年金加入中または20歳になる前に初診日のある病気やけがで65歳になる前に国民年金法で定める一定の障がいの状況にある方 ○初診日前の加入期間のうち、保険料を2/3以上納めている方 ○所得が一定額を超えない方	年金額 1級…年額1,059,125円 2級…年額 847,300円 障害基礎年金の受給権を得た時にその方によって生計を維持していた18歳未満の子または20歳未満で障がいの程度が1級、2級の子がある場合は加算されます。	国保年金課
障害厚生年金・ 障害手当金 身体・療育・精神	次の要件に該当する方 ○厚生年金加入中に初診日のある病気やけがで国民年金法で定める一定の障がいの状況にある方(障害基礎年金に上乘せ支給) ○初診日前の加入期間のうち、保険料を2/3以上納めている方	年金額 報酬比例の年金額に一定の率をかけた額 (1、2級の方は、配偶者の加給年金額が加算されます。)	年金事務所
心身障害者扶養共済制度 身体・療育・精神	次の要件に該当する方 ○次のいずれかの方 ・身体障害者手帳…1級～3級 ・療育手帳所持者 ・精神又は身体に永続的な障がいのある方 (精神病、脳性麻痺、自閉症、血友病など)	一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡した時や重度の障がいを持った時に、終身一定額の年金が支給されます。※掛け金の減免制度あり 年金額 1口加入…月額20,000円 2口加入…月額40,000円	障がい福祉課 埼玉県障害者福祉推進課

事前申請が必要なサービスもございますので、必ず窓口に記載してある担当部署にお問い合わせ下さい。



(3) 貸付

名称	対象者	内容	窓口
生活福祉資金貸付 身体・療育・精神	低所得者世帯、障害者手帳所持者の属する世帯、療養や介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯	資金を貸し付け、世帯の経済的自立の援護を行います。(20ページ参照)	吉川市社会福祉協議会

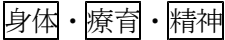


(4) その他の助成

名称	対象者	内容	窓口
一時介護等利用料助成 身体・療育	次のいずれかの方 ・身体障害者手帳所持者 ・療育手帳所持者	介護する生計を一にする家族が病気・出産・事故などの理由で一時的に介護を行うことができなくなった場合、福祉団体等で実施している一時預かり等のサービスを利用する費用の一部を助成します。 限度額： 1年あたり 50,000円	障がい福祉課
障害福祉サービス等利用者負担助成 身体・療育・精神	次のいずれかの方 ・左に記載された④～⑧のいずれかのサービスを利用している方 ・左に記載された④～⑧のサービスと合わせて① ③のサービスを利用している方	次のサービスについて一月分の利用者負担の合計額が所得に応じて定められた「月額負担上限額」を超えた場合、超過額を助成します。 ① 介護や訓練を行うサービス ②児童発達支援 ③ 放課後等デイサービス ④移動支援 ⑤日中一時支援 ⑥訪問入浴 ⑦生活訓練 ⑧地域活動支援センター	障がい福祉課

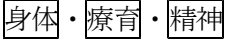
2 医療費の助成

名称	内容	対象者	自己負担等	窓口
自立支援医療(更生医療) 身体	 障がいを軽くしたり、機能を回復できるような治療を指定の医療機関で受ける場合、医療費の一部を助成します。	18歳以上で身体障害者手帳を取得し、治療によって障がいの軽減に確実な効果が期待できる方	自己負担が保険診療の1割となります。 ※世帯の市民税所得割額により異なります	障がい福祉課
自立支援医療(育成医療) 身体・療育・精神	 障がいを軽くしたり、機能を回復できるような治療を指定の医療機関で受ける場合、医療費の一部を助成します。	18歳未満で治療によって障がいの軽減に確実な効果が期待できる方		障がい福祉課
自立支援医療(精神通院医療) 精神	精神疾患の治療に係る保険診療を受けた際の自己負担分の医療費などを助成します。	精神疾患のため、通院医療を受けている方		障がい福祉課

事前申請が必要なサービスもございますので、必ず窓口に記載してある担当部署にお問い合わせ下さい。

名称	内容	対象者	自己負担等	窓口
指定難病に係る医療給付 特定疾患医療給付	指定難病など特定の疾患に係る保険診療を受けた際の医療費等の自己負担分を助成します。	特定の疾患にかかって治療している方で保健所の認定を受けた方	生計中心者の所得税額等に 応じた自己負担があります。	草加保健所
重度心身障害者医療費助成 	保険診療を受けた際の自己負担分の医療費等を助成します。 ※所得制限超過の場合は、支給停止となります。 ※精神障害者保健福祉手帳1級所持により受給資格を得た方（後期高齢者医療制度加入者を除く）の精神病床の入院に係る医療費は助成対象外となります。 ※精神障害者保健福祉手帳2級所持により受給資格を得た方は、自立支援医療費（精神通院）のみ助成対象となります。	次のいずれかに該当する方（65歳以上で新たに手帳を取得した方は除く） ・1級～3級の身体障害者手帳所持者 ・㊤、A、Bの療育手帳所持者 ・1、2級の精神障害者保健福祉手帳所持者 ・埼玉県後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた方	—	障がい福祉課
ひとり親家庭等医療費助成	保険診療を受けた際の自己負担分の医療費等を助成します。	ひとり親家庭や、父または母に一定の障がいのある家庭の父、母、養育者及び子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	世帯の市県民税額や所得額に応じた自己負担があります。	子育て支援課
小児慢性特定疾病医療給付 	小児慢性特定疾病に係る保険診療を受けた際の自己負担分の医療費等を助成します。	特定の疾患にかかって治療している方で保健所の認定を受けた方	生計中心者の所得税額等に 応じた自己負担があります。	草加保健所
子ども医療費給付 	保険診療を受けた際の自己負担分の医療費等を助成します。	高校年代（18歳に達する日以後の最初の3月31日）までの子ども	—	子育て支援課


3 施設などの利用

名称	内容	対象者	自己負担等	窓口
療養介護 	病院において機能訓練・療養上の管理・看護・介護・日常生活の世話をを行います。	長期の入院による医療ケアに加え、常時の介護を要する方	1割 ※所得に応じた月額上限の設定や軽減措置があります。	障がい福祉課

事前申請が必要なサービスもございますので、必ず窓口に記載してある担当部署にお問い合わせ下さい。

名称	内容	対象者	自己負担等	窓口
生活介護 身体・療育・精神	施設において昼間、入浴・排泄・食事などの介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の場を提供します。	常時介護を要する方	1割 ※所得に応じた月額上限の設定や軽減措置があります。	障がい福祉課
自立訓練（機能訓練・生活訓練） 身体・療育・精神	自立した日常生活や社会生活を営むことを目的に、身体機能や生活機能向上のための訓練などを行います。	生活能力の維持・向上のため支援が必要な方	1割 ※所得に応じ軽減措置あり	障がい福祉課
就労移行支援 身体・療育・精神	就労のための能力の向上を図るとともに、実習などを通じて就労・定着の支援を行います。	通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれ、就労を希望する65歳未満の方	1割 ※所得に応じ軽減措置あり	障がい福祉課
就労継続支援 身体・療育・精神	生産活動の機会を提供するとともに、就労の能力の向上に必要な訓練などを行います。	通常の事業所に雇用されることが困難と見込まれる方や、就労移行によっても雇用に至らなかった方	1割 ※所得に応じ軽減措置あり	障がい福祉課
就労選択支援 身体・療育・精神	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して本人の希望、就労能力や適性等にあった選択の支援を行います。	就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する方、及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している方	1割 ※所得に応じ軽減措置あり	障がい福祉課
地域活動支援センター 身体・療育・精神	創作的活動や生産活動、社会との交流促進などを目的として通所で日中活動を行います。 ○場所 障がい福祉総合支援センターなまずの里 ○時間 平日9時～15時	概ね65歳未満の方で原則介護保険制度によるデイサービスを受けていない方	1割 ※所得に応じ軽減措置あり	障がい福祉課
日中一時支援 身体・療育・精神	障がい者を介護している家族の方が、冠婚葬祭などにより一時的に介護ができない場合に施設において見守り支援を行います。なお、宿泊はできません。 ○利用上限 月間8回	受け入れ施設ごとに異なります	1割 ※所得に応じ軽減措置あり	障がい福祉課
児童発達支援 身体・療育・精神 	未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。	未就学児	1割 ※所得に応じ軽減措置あり ※3～5歳児は無償化の対象	障がい福祉課
放課後等デイサービス 身体・療育・精神 	就学中の障がい児に対して、放課後や長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供するとともに、居場所づくりを推進します。	小学生から18歳までの就学児	1割 ※所得に応じ軽減措置あり	障がい福祉課

事前申請が必要なサービスもございますので、必ず窓口に記載してある担当部署にお問い合わせ下さい。

名称	内容	対象者	自己負担等	窓口
保育所等訪問支援 身体・療育・精神 	障がい児が通う保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	未就学児から18歳までの集団生活を営む施設に通う障がい児	1割 ※所得に応じ軽減措置あり ※3～5歳児は無償化の対象	障がい福祉課
短期入所（ショートステイ） 身体・療育・精神	短期間、施設において入浴・排泄・食事などの介護を行います。	自宅で介護する方が病気の場合など一時的に自宅での生活が困難になった方	1割 ※所得に応じ軽減措置あり	障がい福祉課
施設入所支援 身体・療育・精神	施設に入所し、入浴・排泄・食事などの介護や生活の支援を行います。	自宅で生活することが困難な方	1割 ※所得に応じ軽減措置あり	障がい福祉課
共同生活援助（グループホーム） 身体・療育・精神	住居での共同生活において、各種相談や日常生活の支援を行います。また、必要に応じて入浴・排泄・食事などの介護や生活支援を行います。	地域で共同生活を営むことに支障がない方	1割 ※所得に応じ軽減措置あり	障がい福祉課

4 日常生活を助けるサービス




(1)介護に関するサービス

名称	内容	対象者	自己負担等	窓口
居宅介護（ホームヘルプ） 身体・療育・精神	ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排泄・食事などの介護を行います。	居宅において家事などの援助を要する方	1割 ※所得に応じた月額上限の設定や軽減措置があります。	障がい福祉課
訪問入浴 身体	浴槽を居宅に持ち込んで入浴介護を行います。 ○利用上限 夏期（7月～9月）月10回 上記以外（10月～6月）月5回	1級～3級の身体障がい者で常時寝たきり又はその状態に準ずる方	1回650円 ※所得に応じ軽減措置あり	障がい福祉課

(2)移動や外出支援のサービス

名称	内容	対象者	自己負担等	窓口
ホームヘルパー同行による外出支援（行動援護、同行援護、移動支援） 身体・療育・精神	ホームヘルパーが外出に同行し、介助や移動の支援を行います。	障がいにより移動に著しい困難を有する方 その他一人で外出することが困難な方	1割 ※所得に応じた月額上限の設定や軽減措置があります。	障がい福祉課

事前申請が必要なサービスもございますので、必ず窓口に記載してある担当部署にお問い合わせ下さい。

名称	内容	対象者	自己負担等	窓口
のぞみ号の貸出し 身体・療育・精神	通院や社会参加などのために、車いすのまま乗降できるスロープ付きの福祉車両の貸出しを行います。	障がいにより公共交通機関の利用が困難な方又は65歳以上で常時寝たきりかこれに準ずる方	燃料代 (燃料を満タン返し)	障がい福祉課
タクシー利用券 自動車燃料チケット 身体・療育・精神	希望に応じて次のいずれかを交付します。 ○タクシー利用券 ・初乗り相当分の利用券 ・1月当たり3枚、年間最高36枚 ○自動車燃料チケット ・730円分の利用券 ・1月当たり1枚、年間最高12枚	吉川市内在住で次のいずれかに該当する方 ・身体障害者手帳…1、2級 ・下肢1～4級又は視覚1～4級の障がいを有する方 ・療育手帳…㉔～B ・精神障害者保健福祉手帳…1級 ※施設入所、精神入院の方は対象外	—	障がい福祉課
自動車運転免許取得費の支給 身体・療育・精神 	県指定の自動車教習所で運転免許を取得するに当たり、免許取得費の2/3までを補助します。(上限18万円) ※要事前申請	障害者手帳をお持ちの方	所得制限有り	障がい福祉課
自動車改造費の支給 身体 	障がい者本人が運転する際の障がいに応じた自動車の改造費用を補助します。(上限10万円) ※要事前申請	自動車の一部を改造し運転を可能にすることによって自立更生が見込まれる方	所得制限有り	障がい福祉課
三輪自転車購入費の支給 身体	身体障がい者用の三輪自転車の購入や改造の費用の1/2を補助します。 ※要事前申請 (一般用の三輪自転車は対象外です。)	通常の三輪自転車の利用が困難な肢体に障がいを持つ方	—	障がい福祉課
自動車運転の無料教習 身体 	免許を取得し、就職するに当たり、所定の教習料金が無料になります。 ○入所日 1、4、7、10月の月はじめ ○期間 3カ月	次に該当する方 ・職業安定所に求職登録済の方 ・試験場での運転適性試験に合格した方 ・担当施設が入所を認めた方	検定料等自己負担あり	身体障害者能力開発訓練センター(公認東園自動車教習所)

事前申請が必要なサービスもございますので、必ず窓口に記載してある担当部署にお問い合わせ下さい。

(3) 情報伝達やコミュニケーション支援のサービス

名称	内容	対象者	自己負担等	窓口
意思疎通支援 身体	手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣を行います。利用者登録が必要です。個人のスマートフォン等利用による遠隔手話通訳の利用も可能です。	聴覚障がい者	—	障がい福祉課 埼玉聴覚障害者情報センター
難聴児補聴器購入費助成	難聴児の補聴器購入費または修理費の一部を助成し、言語の習得、教育等における健全な発達の支援します。	身体障害者手帳の交付対象とされない難聴児	購入価格又は基準価格の1/3	障がい福祉課
NET119番 ・FAX119番	ファックス機やスマートフォンから「119番」通報・送信ができます。	電話による意思伝達が困難な方	—	障がい福祉課
110番アプリシステム ・FAX110番	事故や事件にあった時、ファックス機や文字対話方式（チャット）により警察に連絡ができます。	電話による意思伝達が困難な方	—	埼玉県警察
電話リレーサービス	電話の利用が困難な人が通訳オペレーターを介して電話の利用をサポートします。	電話による意思伝達が困難な方	—	日本財団 電話リレーサービス
災害時のコミュニケーションツールとしてのバンダナ	90センチ×90センチの大き目のバンダナで、どのような障がいや特性があるのか一目でわかるようになっています。	障がいなどにより、災害時に避難所などで配慮や支援を必要とする方	1枚500円	障がい福祉課
音声版広報の配布	目が不自由な方を対象に、市で毎月発行している広報（社協だより、議会だより等）を朗読サークルきんもくせいが音声化しCDにした音声版広報をご自宅に郵送します。再生にはパソコンか専用の機器（視覚障がい者用ポータブルレコーダー）が必要になります。			

(4) その他

名称	内容	対象者	自己負担等	窓口
緊急通報システム貸与 身体	急病や事故などの緊急時に消防署に速やかに通報できるシステム端末を貸与します。 (聴覚や言語が不自由な方のためのFAXによる緊急通報システムもあります。)	1～3級の身体障がい者でひとり暮らし又はその状態に準ずる方	利用料金月500円	障がい福祉課
日常生活用具の支給・貸与 身体・療育	日常生活の便宜を図るための用具を給付・貸与します。 ※吉川市社会福祉協議会も、会員向けに車いすの貸与などを行っています。(20ページ参照)	用具ごとに対象者が異なります。 別表1 (23ページ) をご覧下さい。	1割 ※所得に応じた月額上限の設定や軽減措置があります。	障がい福祉課

事前申請が必要なサービスもございますので、必ず窓口に記載してある担当部署にお問い合わせ下さい。

名称	内容	対象者	自己負担等	窓口
補装具の支給 身体	身体機能を補い日常生活や仕事などの社会生活を容易にするために装具等の交付・修理・借受けのための費用を支給します。(義肢、座位保持装置、車いすなど)	更生相談所の判定により必要と認められた方	1割 ※所得に応じた月額上限の設定や軽減措置があります。	障がい福祉課
地域移行支援 身体・療育・精神	精神科病院や施設から地域での暮らしへ移行するための支援を行います。	精神科病院や施設に入院・入所している方で地域での生活を望む方		障がい福祉課
地域定着支援 身体・療育・精神	地域での生活を継続するための支援や相談を行います。	地域生活を継続するために支援を要する方		障がい福祉課
就労定着支援 身体・療育・精神	就労を継続するために企業間の連絡調整や、就労における生活課題の解決に支援を行います。	福祉サービス事業所の利用を経て就職し、6か月経過した方	1割 ※所得に応じ軽減措置あり	障がい福祉課
自立生活援助 身体・療育・精神	定期的に訪問し、生活の課題に対し助言や情報提供等の支援を行います。	一人暮らしや家族による支援が見込めない実質一人暮らしの方	1割 ※所得に応じ軽減措置あり	障がい福祉課
福祉サービス利用援助 身体・療育・精神	福祉サービスの利用手続きの援助や代行、利用料の支払いなどを行います。(20ページ参照)	手続き等に援助を要する方	1時間1,200円又は1,600円	吉川市社会福祉協議会
選挙の郵便投票制度 身体	選挙を郵便などで投票することができます。	身体に重度の障がいのある方や介護保険法上の要介護者で一定の要件を満たす方	—	吉川市選挙管理委員会
パートナー収集 身体・療育・精神	家庭から発生するごみを集積所へ持ち出すことが困難かつ、身近な人の協力を得ることが困難な世帯を対象に、週1回、市職員が訪問し、ごみを収集します。	日常、介助または介護を必要とする障がいのある方	—	環境課
就労促進支援金 身体・療育・精神	企業での就職実習を行う障がい者と企業、また、就労してから6ヶ月間支援する福祉事業所に支援を行います。	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者	—	障がい福祉課

事前申請が必要なサービスもございますので、必ず窓口に記載してある担当部署にお問い合わせ下さい。

5 相談機関のご案内

相談の窓口	相談の内容	対象者	自己負担等
吉川市役所障がい福祉課	障害者手帳の取得をはじめ、福祉サービスや制度など障がい者福祉の全般的な相談支援を行います。また、就労に向けて職場実習を行う障がい者や事業者などへ支援を行います。	相談・就労を希望する方	—
障がい者相談支援センター すずらん	障がい者やその家族が抱える日常生活をはじめとする様々な問題や悩み事についての相談を行い、必要に応じて市役所などの関係機関への取り次ぎも行います。	相談を希望する方	—
吉川市障がい者就労支援センター レゴリス	障がい者の就労や職業定着、また企業の障がい者雇用について広く相談・支援を行います。	就労を希望する方	—
吉川市子ども発達センター	発育や発達に障がい、または、遅れがあるお子さんの発達を促すとともに、保護者に対する相談・援助を行います。	療育が必要と思われる児童	—

6 税や公共料金の割引

(1) 税の減免

対象税目	内容・対象者		窓口						
所得税 身体・療育・精神	【概要】 納税者またはその控除対象配偶者や扶養親族に障がいがある場合、控除が受けられます。 <table border="1"> <tr> <td>障がいの程度</td> <td>身体障害者手帳…3級～6級 療育手帳…B、C 精神障害者保健福祉手帳…2級、3級</td> <td>身体障害者手帳…1級、2級 療育手帳…㊿、A 精神障害者保健福祉手帳…1級</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td>所得額から27万円の控除</td> <td>所得額から40万円もしくは75万円の控除</td> </tr> </table>		障がいの程度	身体障害者手帳…3級～6級 療育手帳…B、C 精神障害者保健福祉手帳…2級、3級	身体障害者手帳…1級、2級 療育手帳…㊿、A 精神障害者保健福祉手帳…1級	控除額	所得額から27万円の控除	所得額から40万円もしくは75万円の控除	税務署 (または勤務先の給与担当)
障がいの程度	身体障害者手帳…3級～6級 療育手帳…B、C 精神障害者保健福祉手帳…2級、3級	身体障害者手帳…1級、2級 療育手帳…㊿、A 精神障害者保健福祉手帳…1級							
控除額	所得額から27万円の控除	所得額から40万円もしくは75万円の控除							
住民税 身体・療育・精神	【概要】 納税者またはその控除対象配偶者や扶養親族に障がいがある場合、控除が受けられます。 <table border="1"> <tr> <td>障がいの程度</td> <td>身体障害者手帳…3級～6級 療育手帳…B、C 精神障害者保健福祉手帳…2級、3級</td> <td>身体障害者手帳…1級、2級 療育手帳…㊿、A 精神障害者保健福祉手帳…1級</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td>所得額から26万円の控除</td> <td>所得額から30万円もしくは53万円の控除</td> </tr> </table>		障がいの程度	身体障害者手帳…3級～6級 療育手帳…B、C 精神障害者保健福祉手帳…2級、3級	身体障害者手帳…1級、2級 療育手帳…㊿、A 精神障害者保健福祉手帳…1級	控除額	所得額から26万円の控除	所得額から30万円もしくは53万円の控除	課税課 (または勤務先の給与担当)
障がいの程度	身体障害者手帳…3級～6級 療育手帳…B、C 精神障害者保健福祉手帳…2級、3級	身体障害者手帳…1級、2級 療育手帳…㊿、A 精神障害者保健福祉手帳…1級							
控除額	所得額から26万円の控除	所得額から30万円もしくは53万円の控除							

事前申請が必要なサービスもございますので、必ず窓口に記載してある担当部署にお問い合わせ下さい。

対象税目	内容・対象者	窓口																																						
自動車税（種別割） 軽自動車税 身体・療育・精神	<p>【概要】該当する自動車1台に限り減免が受けられます。</p> <p>【減免対象自動車】</p> <table border="1" data-bbox="427 316 1673 475"> <thead> <tr> <th>納税義務者</th> <th>運転者</th> <th>使用目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障がい者本人</td> <td rowspan="2">障がい者本人または障がい者と同一生計の方</td> <td rowspan="2">障がい者の通院、通学、生業または通所のため</td> </tr> <tr> <td>障がい者と同一生計の方</td> </tr> <tr> <td colspan="2">障がい者のみで構成される世帯の障がい者</td> <td>障がい者を常時介護する方</td> </tr> </tbody> </table> <p>【対象者】</p> <table border="1" data-bbox="427 552 1673 1182"> <thead> <tr> <th colspan="2">障がい区分</th> <th>障がいの程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">身体障害者手帳</td> <td>視覚</td> <td>1級～3級、4級</td> </tr> <tr> <td>聴覚</td> <td>2級、3級</td> </tr> <tr> <td>平衡機能</td> <td>3級</td> </tr> <tr> <td>音声機能または言語機能</td> <td>3級（喉頭摘出の場合に限る）</td> </tr> <tr> <td>上肢</td> <td>1級、2級</td> </tr> <tr> <td>下肢</td> <td>1級～6級</td> </tr> <tr> <td>体幹</td> <td>1級～3級、5級</td> </tr> <tr> <td>乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能</td> <td>上肢 1級、2級 移動 1級～6級</td> </tr> <tr> <td>心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の機能</td> <td>1級、3級</td> </tr> <tr> <td>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝臓機能</td> <td>1級～3級</td> </tr> <tr> <td>療育手帳</td> <td>㊤、A</td> </tr> <tr> <td>精神障害者保健福祉手帳</td> <td>1級（通院していることが確認できる場合に限る。）</td> </tr> </tbody> </table> <p>【減免上限額】自動車税：県にご確認ください 軽自動車税（種別割）：全額</p> <p>【申請期限】自動車税（種別割）：通年 軽自動車税（種別割）：納期限まで（※毎年申請が必要です） 自動車税（環境性能割）、軽自動車税（環境性能割）：登録の日から30日以内</p>	納税義務者	運転者	使用目的	障がい者本人	障がい者本人または障がい者と同一生計の方	障がい者の通院、通学、生業または通所のため	障がい者と同一生計の方	障がい者のみで構成される世帯の障がい者		障がい者を常時介護する方	障がい区分		障がいの程度	身体障害者手帳	視覚	1級～3級、4級	聴覚	2級、3級	平衡機能	3級	音声機能または言語機能	3級（喉頭摘出の場合に限る）	上肢	1級、2級	下肢	1級～6級	体幹	1級～3級、5級	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢 1級、2級 移動 1級～6級	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の機能	1級、3級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝臓機能	1級～3級	療育手帳	㊤、A	精神障害者保健福祉手帳	1級（通院していることが確認できる場合に限る。）	<p>自動車税（種別割・環境性能割） 軽自動車税（環境性能割） …自動車税事務所及び各支所 県税事務所</p> <p>軽自動車税（種別割） …課税課</p>
納税義務者	運転者	使用目的																																						
障がい者本人	障がい者本人または障がい者と同一生計の方	障がい者の通院、通学、生業または通所のため																																						
障がい者と同一生計の方																																								
障がい者のみで構成される世帯の障がい者		障がい者を常時介護する方																																						
障がい区分		障がいの程度																																						
身体障害者手帳	視覚	1級～3級、4級																																						
	聴覚	2級、3級																																						
	平衡機能	3級																																						
	音声機能または言語機能	3級（喉頭摘出の場合に限る）																																						
	上肢	1級、2級																																						
	下肢	1級～6級																																						
	体幹	1級～3級、5級																																						
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢 1級、2級 移動 1級～6級																																						
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の機能	1級、3級																																						
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝臓機能	1級～3級																																						
療育手帳	㊤、A																																							
精神障害者保健福祉手帳	1級（通院していることが確認できる場合に限る。）																																							

事前申請が必要なサービスもございますので、必ず窓口に記載してある担当部署にお問い合わせ下さい。

対象税目	内容・対象者	窓口									
利子等の税 身体・療育・精神	<p>【概要】金融機関等へ非課税貯蓄申告書等を提出することにより、次に掲げる一定の預貯金の利子等にかかる所得税、県民税利子割が非課税になります。</p> <table border="1" data-bbox="427 288 1673 408"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> <th>非課税限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マル優</td> <td>銀行などの預貯金、合同運用信託、運用投資信託など</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>特別マル優</td> <td>利付国債、公募地方債</td> <td>350万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【対象者】障害者手帳所持者、障害基礎年金等の受給者など</p>	種 類	内 容	非課税限度額	マル優	銀行などの預貯金、合同運用信託、運用投資信託など	350万円	特別マル優	利付国債、公募地方債	350万円	各金融機関
種 類	内 容	非課税限度額									
マル優	銀行などの預貯金、合同運用信託、運用投資信託など	350万円									
特別マル優	利付国債、公募地方債	350万円									
相続税 身体・療育・精神	<p>【概要】相続または遺贈により財産を取得した方に障がいがある場合、控除を受けられます。</p> <table border="1" data-bbox="427 555 1673 751"> <tbody> <tr> <td>障がいの程度</td> <td>身体障害者手帳…3級～6級 療育手帳…B、C 精神障害者保健福祉手帳…2級、3級</td> <td>身体障害者手帳…1級、2級 療育手帳…④、A 精神障害者保健福祉手帳…1級</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td>85歳に到達するまでの年数に10万円を乗じた金額を税額から控除します</td> <td>85歳に到達するまでの年数に20万円を乗じた金額を税額から控除します</td> </tr> </tbody> </table> <p>※心身障害者扶養共済制度に基づいて支給される給付金の受給権を相続により取得した場合、その受給権は、非課税財産となります。</p>	障がいの程度	身体障害者手帳…3級～6級 療育手帳…B、C 精神障害者保健福祉手帳…2級、3級	身体障害者手帳…1級、2級 療育手帳…④、A 精神障害者保健福祉手帳…1級	控除額	85歳に到達するまでの年数に10万円を乗じた金額を税額から控除します	85歳に到達するまでの年数に20万円を乗じた金額を税額から控除します	税務署			
障がいの程度	身体障害者手帳…3級～6級 療育手帳…B、C 精神障害者保健福祉手帳…2級、3級	身体障害者手帳…1級、2級 療育手帳…④、A 精神障害者保健福祉手帳…1級									
控除額	85歳に到達するまでの年数に10万円を乗じた金額を税額から控除します	85歳に到達するまでの年数に20万円を乗じた金額を税額から控除します									
贈与税 身体・療育・精神	<p>【概要】特別障害者扶養信託契約に基づき財産が信託銀行等に信託された場合、特別障害者の方は6,000万円、特別障害者以外の方は3,000万円を限度に非課税となります。</p> <p>※心身障害者扶養共済制度に基づいて支給される給付金の受給権を贈与により取得した場合、その受給権は、非課税財産となります。</p>	税務署または信託銀行等									
消費税 身体	<p>【概要】身体障がい者用物品の譲渡、貸付け、製作の請負、修理が非課税となります。</p>	税務署									
個人事業税 身体・療育・精神	<p>【概要】障がいの種別や程度によって非課税や減額・免除になる場合があります。</p>	県税事務所									

事前申請が必要なサービスもございますので、必ず窓口に記載してある担当部署にお問い合わせ下さい。

(2)公共料金の割引等

名称	内容・対象者	窓口											
市内公共施設の利用料 身体・療育・精神	<p>【概要】個人の場合、障害者手帳やマイロ ID、「公共施設無料利用証」を、団体の場合は「公共施設無料利用証」を提示することで市内公共施設を無料で利用できます。</p> <p>【対象者等】個人：障害者手帳所持者 ※介護のために付き添う場合は、障がい者1名につき介護者1名まで無料 団体：障害者手帳所持者が1/2以上を占める5名以上の団体</p>	〈公共施設利用無料証の発行〉 障がい福祉課 〈利用や予約方法について〉 市内各公共施設											
有料道路の通行料 身体・療育	<p>【概要】有料道路で料金を支払う際に割引証明のある障害者手帳を提示することで50%以内の割引が受けられます。 2年ごとに割引証明の更新が必要です。 ETCを利用する場合の割引は別途、登録が必要となります。</p> <p>【対象者等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">手帳の区分</th> <th>割引となる場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">身体障害者手帳</td> <td>第1種</td> <td>自分で運転する場合または同乗者として</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>自分で運転する場合</td> </tr> <tr> <td>療育手帳</td> <td>㊤、A</td> <td>同乗者として</td> </tr> </tbody> </table>	手帳の区分		割引となる場合	身体障害者手帳	第1種	自分で運転する場合または同乗者として	第2種	自分で運転する場合	療育手帳	㊤、A	同乗者として	首都高お客さまセンター NEXCO 東日本お客さまセンター
手帳の区分		割引となる場合											
身体障害者手帳	第1種	自分で運転する場合または同乗者として											
	第2種	自分で運転する場合											
療育手帳	㊤、A	同乗者として											
NHK受信料 身体・療育・精神	<p>【概要】NHK受信料の全額免除または半額免除を受けられます。</p> <p>【対象者等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>減免内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 次のすべてに該当する方 ・世帯構成員の中に障害者手帳所持者がいること ・その世帯構成員全員が市民税非課税であること </td> <td>全額免除</td> </tr> <tr> <td> 世帯主・受信契約者が次のいずれかに該当する場合 ・身体障害者手帳…1級・2級または視覚・聴覚障がい ・療育手帳…㊤、A ・精神障害者保健福祉手帳…1級 </td> <td>半額免除</td> </tr> </tbody> </table>	対象者	減免内容	次のすべてに該当する方 ・世帯構成員の中に障害者手帳所持者がいること ・その世帯構成員全員が市民税非課税であること	全額免除	世帯主・受信契約者が次のいずれかに該当する場合 ・身体障害者手帳…1級・2級または視覚・聴覚障がい ・療育手帳…㊤、A ・精神障害者保健福祉手帳…1級	半額免除	ふれあい案内事務局					
対象者	減免内容												
次のすべてに該当する方 ・世帯構成員の中に障害者手帳所持者がいること ・その世帯構成員全員が市民税非課税であること	全額免除												
世帯主・受信契約者が次のいずれかに該当する場合 ・身体障害者手帳…1級・2級または視覚・聴覚障がい ・療育手帳…㊤、A ・精神障害者保健福祉手帳…1級	半額免除												
タクシー運賃 身体・療育	<p>【概要】タクシーを利用する場合、障害者手帳を提示することで10%の割引が受けられます。(タクシー利用券との併用可)</p> <p>【対象者】身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者(県内の場合) ※精神障害者保健福祉手帳の割引適用の有無については、各タクシー事業者にお問い合わせください。</p>	各タクシー事業者											

事前申請が必要なサービスもございますので、必ず窓口に記載してある担当部署にお問い合わせ下さい。

名 称	内 容 ・ 対 象 者	窓 口																
JR鉄道 身体・療育・精神	<p>【概要】 JRを利用する際の乗車券などの割引が受けられます。</p> <p>【対象者等】</p> <table border="1" data-bbox="521 301 1711 691"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>割引対象</th> <th>割引率</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種障がい者とその介護者</td> <td>普通乗車券 回数乗車券 普通急行券</td> <td>50%</td> <td>私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む。ただし回数乗車券はJR線区間単独。</td> </tr> <tr> <td>第1種障がい者とその介護者 または12歳未満の障がい者 とその介護者</td> <td>定期乗車券（小児定期乗車券を除く）</td> <td>50%</td> <td>私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む。小児定期旅客運賃については割引を適用外。</td> </tr> <tr> <td>第1種、第2種障がい者が単 独で利用する場合</td> <td>普通乗車券</td> <td>50%</td> <td>片道の営業キロが100キロを超える場合。私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※私鉄の割引は取扱いが異なる場合があります。直接お問い合わせください。</p>	対象者	割引対象	割引率	記事	第1種障がい者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む。ただし回数乗車券はJR線区間単独。	第1種障がい者とその介護者 または12歳未満の障がい者 とその介護者	定期乗車券（小児定期乗車券を除く）	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む。小児定期旅客運賃については割引を適用外。	第1種、第2種障がい者が単 独で利用する場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを超える場合。私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む。	各JR窓口
対象者	割引対象	割引率	記事															
第1種障がい者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む。ただし回数乗車券はJR線区間単独。															
第1種障がい者とその介護者 または12歳未満の障がい者 とその介護者	定期乗車券（小児定期乗車券を除く）	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む。小児定期旅客運賃については割引を適用外。															
第1種、第2種障がい者が単 独で利用する場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを超える場合。私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む。															
JRバス運賃 身体・療育・精神	<p>【概要】 利用する際に割引が受けられます。</p> <p>【対象者】 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者もしくは精神保健福祉手帳所持者で、旅客鉄道会社運賃割引欄が「第1種」または「第2種」の方及び「第1種」の方の介護人1名</p> <p>【割引】 5割引</p>	各JR窓口																
国内航空運賃 身体・療育・精神	<p>【概要】 航空券購入の際に手帳を提示することで割引が受けられます。割引率等は航空会社によって異なります。</p> <p>【対象者】 12歳以上の障害者手帳所持者とその介護者1名 ※航空会社によって対象者が異なる場合がありますので、詳細は直接お問い合わせください。</p>	各航空会社																

事前申請が必要なサービスもございますので、必ず窓口に記載してある担当部署にお問い合わせ下さい。

名称	内容・対象者	窓口													
県内バス運賃 身体・療育・精神	<p>【概要】 県内を発着するバスを利用する場合、障害者手帳または入所している施設の施設長が発行する「バス運賃割引証明書」を提示することで割引が受けられます。</p> <p>【対象者等】</p> <table border="1" data-bbox="521 339 1653 694"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象者</th> <th colspan="2">割引率</th> </tr> <tr> <th>乗車券</th> <th>定期券（小児定期券は対象外）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障害者手帳所持者</td> <td rowspan="6">5割</td> <td rowspan="6">3割</td> </tr> <tr> <td>療育手帳所持者</td> </tr> <tr> <td>施設入所者</td> </tr> <tr> <td>第1種身体障害者手帳所持者の介護人</td> </tr> <tr> <td>療育手帳所持者の介護人</td> </tr> <tr> <td>介護を要する施設入所者の介護人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※精神障害者保健福祉手帳所持者に対する割引については、事業者（各バス会社）によって異なりますので、直接事業者にお問い合わせください。</p>	対象者	割引率		乗車券	定期券（小児定期券は対象外）	身体障害者手帳所持者	5割	3割	療育手帳所持者	施設入所者	第1種身体障害者手帳所持者の介護人	療育手帳所持者の介護人	介護を要する施設入所者の介護人	各バス会社
対象者	割引率														
	乗車券	定期券（小児定期券は対象外）													
身体障害者手帳所持者	5割	3割													
療育手帳所持者															
施設入所者															
第1種身体障害者手帳所持者の介護人															
療育手帳所持者の介護人															
介護を要する施設入所者の介護人															
NTT番号案内料金 身体・療育・精神	<p>【概要】 104番の電話番号案内を利用する際、あらかじめ登録した電話番号と暗証番号を申し出ることにより、無料となります。</p> <p>【対象者】 次のいずれかに該当する方</p> <table border="1" data-bbox="521 941 1691 1257"> <thead> <tr> <th>障害者手帳の種別</th> <th>該当する等級等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">身体障害者手帳</td> <td>視覚障がい…1級～6級</td> </tr> <tr> <td>体幹、上肢、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい…1級、2級</td> </tr> <tr> <td>聴覚障がい…2～6級</td> </tr> <tr> <td>音声機能、言語機能またはそしゃく機能障がい…3級、4級</td> </tr> <tr> <td>療育手帳</td> <td>すべて該当</td> </tr> <tr> <td>精神障害者保健福祉手帳</td> <td>すべて該当</td> </tr> </tbody> </table> <p>※戦傷病者手帳をお持ちの方も一部対象となります。</p>	障害者手帳の種別	該当する等級等	身体障害者手帳	視覚障がい…1級～6級	体幹、上肢、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい…1級、2級	聴覚障がい…2～6級	音声機能、言語機能またはそしゃく機能障がい…3級、4級	療育手帳	すべて該当	精神障害者保健福祉手帳	すべて該当	ふれあい案内事務局		
障害者手帳の種別	該当する等級等														
身体障害者手帳	視覚障がい…1級～6級														
	体幹、上肢、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい…1級、2級														
	聴覚障がい…2～6級														
	音声機能、言語機能またはそしゃく機能障がい…3級、4級														
療育手帳	すべて該当														
精神障害者保健福祉手帳	すべて該当														
青い鳥郵便葉書 身体・療育	<p>【概要】 一定期間において通常郵便はがきを20枚無料で配布します。</p> <p>【対象者】 身体障害者手帳…1級、2級 療育手帳…㉠、A</p>	各郵便局													

事前申請が必要なサービスもございますので、必ず窓口に記載してある担当部署にお問い合わせ下さい。

名称	内容・対象者	窓口																					
郵便料金 身体・療育・精神	<p>【概要】郵便料金の減免を受けられます。</p> <table border="1" data-bbox="519 248 1671 794"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>対象郵便物</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>点字郵便物</td> <td>点字郵便物および指定盲人施設の発受する点字用紙、盲人用録音郵便物</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>特定録音物等郵便物</td> <td>郵便事業株式会社の指定を受けた施設が発受するもの</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>点字小包</td> <td>点字図書</td> <td>半額</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害者用小包</td> <td>郵便事業株式会社が指定する聴覚障害者福祉施設と聴覚障がい者の間で発受される聴覚障害者用のビデオテープ</td> <td>半額</td> </tr> <tr> <td>心身障害者用冊子小包</td> <td>重度の障がいのある方が、郵便により図書館の蔵書の閲覧をする場合</td> <td>半額</td> </tr> <tr> <td>低料第三種郵便物</td> <td>郵便事業株式会社が承認を受けた心身障害者団体が発行する定期刊行物</td> <td>月3回以上発行の新聞 …50gまで8円 それ以外…50gまで15円</td> </tr> </tbody> </table>	種類	対象郵便物	料金	点字郵便物	点字郵便物および指定盲人施設の発受する点字用紙、盲人用録音郵便物	無料	特定録音物等郵便物	郵便事業株式会社の指定を受けた施設が発受するもの	無料	点字小包	点字図書	半額	聴覚障害者用小包	郵便事業株式会社が指定する聴覚障害者福祉施設と聴覚障がい者の間で発受される聴覚障害者用のビデオテープ	半額	心身障害者用冊子小包	重度の障がいのある方が、郵便により図書館の蔵書の閲覧をする場合	半額	低料第三種郵便物	郵便事業株式会社が承認を受けた心身障害者団体が発行する定期刊行物	月3回以上発行の新聞 …50gまで8円 それ以外…50gまで15円	各郵便局
種類	対象郵便物	料金																					
点字郵便物	点字郵便物および指定盲人施設の発受する点字用紙、盲人用録音郵便物	無料																					
特定録音物等郵便物	郵便事業株式会社の指定を受けた施設が発受するもの	無料																					
点字小包	点字図書	半額																					
聴覚障害者用小包	郵便事業株式会社が指定する聴覚障害者福祉施設と聴覚障がい者の間で発受される聴覚障害者用のビデオテープ	半額																					
心身障害者用冊子小包	重度の障がいのある方が、郵便により図書館の蔵書の閲覧をする場合	半額																					
低料第三種郵便物	郵便事業株式会社が承認を受けた心身障害者団体が発行する定期刊行物	月3回以上発行の新聞 …50gまで8円 それ以外…50gまで15円																					
駐車禁止除外 身体・療育・精神	<p>【概要】埼玉県公安委員会から「駐車禁止除外」の標章を受けることができます。</p> <p>【対象者】次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳所持者で「標章交付基準表」に掲げる区分・障がいに該当し、歩行困難と認められる方 ・療育手帳の所持者で重度の障がいを有する方 ・精神障害者保健福祉手帳1級の所持者 ・小児慢性特定疾患児手帳の所持者で色素性乾皮症に該当する方 	吉川警察署 交通課																					
埼玉県伊豆潮風館 身体・療育・精神	<p>【概要】バリアフリー対応の保養施設で障がい者と重度障がい者の付添い者（2名まで）は一般価格より低価格で宿泊や療養ができます。団体に利用する場合、大型福祉バスの無料送迎もあります。</p>	埼玉県伊豆潮風館																					

事前申請が必要なサービスもございますので、必ず窓口に記載してある担当部署にお問い合わせ下さい。

7 吉川市社会福祉協議会が実施するサービス

名称	内容・対象者																
介護用品の貸与	<p>【概要】 介護用品の貸与を行います。</p> <p>【対象者】 ・ 在宅で生活している方で、(福) 吉川市社会福祉協議会の会員または会員世帯の方 ・ 介護保険の認定を受けていない方 (車いす短期利用及び入院中の一時帰宅を除く。) ・ 生活保護受給世帯以外の方 (貸与事業を除く。)</p> <p>【対象品目等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象品目</th> <th colspan="2">費用負担</th> </tr> <tr> <th>会員</th> <th>新規会員 (会員1年目)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">車いす 貸与</td> <td>【長期】 月100円</td> <td>月200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【短期】 1回につき10日以内無料 (年度ごとに2回まで)</td> </tr> <tr> <td>介護用ベッド 貸与</td> <td>月1,300円</td> <td>月2,600円</td> </tr> <tr> <td>エアーマット 貸与</td> <td>月600円</td> <td>月1,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1か月未満のご利用の場合でも上記の金額がかかります。</p>	対象品目	費用負担		会員	新規会員 (会員1年目)	車いす 貸与	【長期】 月100円	月200円	【短期】 1回につき10日以内無料 (年度ごとに2回まで)		介護用ベッド 貸与	月1,300円	月2,600円	エアーマット 貸与	月600円	月1,200円
対象品目	費用負担																
	会員	新規会員 (会員1年目)															
車いす 貸与	【長期】 月100円	月200円															
	【短期】 1回につき10日以内無料 (年度ごとに2回まで)																
介護用ベッド 貸与	月1,300円	月2,600円															
エアーマット 貸与	月600円	月1,200円															
福祉サービス利用援助事業 あんしんサポートねっと	<p>【概要】 担当の生活支援員が、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、利用料の支払いなどを行います。</p> <p>【費用負担】 1時間1,200円 (金銭管理で通帳を預かる場合は、1時間1,600円)</p>																
生活福祉資金の貸付 身体・療育・精神	<p>【概要】 相談支援を行うことにより、世帯の安定した生活と経済的自立を図ることを目的とした貸付制度です。</p> <p>【対象者】 低所得者世帯、障害者手帳所持者の属する世帯、療養や介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯</p> <p>【貸付利率】 連帯保証人あり…無利子 連帯保証人なし…年利1.5% (連帯保証人は原則として1名必要です)</p> <p>【貸付内容等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付の種類</th> <th>内容</th> <th>貸付限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者用自動車購入費</td> <td>障がい者が免許を取得した際の自動車購入費用</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>福祉用具購入費</td> <td>高額な福祉用具の購入費用</td> <td>170万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※原則として、世帯を単位とした貸付で、他制度の利用を優先していただく場合や収入要件等があります。</p>	貸付の種類	内容	貸付限度額	障害者用自動車購入費	障がい者が免許を取得した際の自動車購入費用	250万円	福祉用具購入費	高額な福祉用具の購入費用	170万円							
貸付の種類	内容	貸付限度額															
障害者用自動車購入費	障がい者が免許を取得した際の自動車購入費用	250万円															
福祉用具購入費	高額な福祉用具の購入費用	170万円															

8 障がい者歯科

埼玉県では障がいのある方などがより身近な地域で歯科治療が受けられるよう、障害者歯科治療体制の充実を図っております。

○在宅歯科医療推進窓口地域拠点・支援窓口

歯やお口のお悩みがあり歯科通院が困難な方は、次の地域拠点・支援窓口で電話相談ができます。
支援窓口では、歯科医療の無料相談や歯科医院の紹介を行なっています。

吉川地区支援窓口（対象エリア：吉川市・松伏町） 090-2308-8020

○障害者歯科相談医名簿

障害者歯科相談医は県が埼玉県歯科医師会に委託し、県内の歯科医師に対し実技を中心に研修を行い、その修了者を県が指定したものです。

診療所の名称	相談医氏名	郵便番号	診療所住所	電話	FAX
(医)宮崎会宮崎歯科医院	宮崎 利彦	342-0004	吉川市鍋小路 14	048-983-0303	048-983-2525
	尾崎 景				
(医)白井歯科	白井 孝明	342-0023	吉川市皿沼 1-50-2	048-982-0081	048-981-9947
横川歯科医院	互 亮子	342-0050	吉川市栄町 1495	048-982-7482	048-982-3274
古山歯科	古山 俊一	342-0055	吉川市吉川 598-1	048-981-0901	048-981-0901

○埼玉県立施設障害者歯科診療所

施設名	住所	電話	FAX
埼玉県総合リハビリテーションセンター	上尾市西貝塚 148-1	048-781-2222	048-781-1552
埼玉県立そうか光生園障害者歯科診療所	草加市柿木町 1215-1	048-936-5088	0489-32-1311
埼玉県立嵐山郷	比企郡嵐山町古里 1848	0493-62-6221	0493-62-8944
埼玉県立あさか向陽園障害者歯科診療所	朝霞市青葉台 1-10-60	048-466-1411	048-467-4127
埼玉県立皆光園障害者歯科診療所	深谷市人見 1998	048-573-2021	0485-73-2022

かかりつけ歯科医師等がいる場合は、かかりつけ歯科医師に紹介状を作成してもらい、直接、県立施設障害者歯科診療所に予約申込みをします。
かかりつけ歯科医師がいない場合は、市役所障がい福祉課で診療予約申込書を受取り、診療予約申込書を送付又はFAXして、予約申込みをします。

9 障がい者に関するマーク ※市役所でマークの配付は行っていません

マーク	内容	窓口	マーク	内容	窓口
障害者のための 国際シンボルマーク 	障がい者が利用できる建物、施設であることを表すための世界共通のシンボルマークです。 ※特に車椅子を利用する障がい者を限定するものではありません。	財団法人日本障害者リハビリテーション協会	耳マーク 	聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。	社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
身体障害者標識 	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。	吉川警察署交通課	ほじょ犬マーク 	身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
聴覚障害者標識 	聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。	吉川警察署交通課	オストメイトマーク 	人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。	社団法人日本オストミー協会
盲人のための 国際シンボルマーク 	盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。	社会福祉法人日本盲人福祉委員会	ハートプラスマーク 	「身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能）に障害がある人」を表しています。	特定非営利活動法人ハート・プラスの会

10 別表1(日常生活用具の種類・対象者)

日常生活用具の種類や品目は、以下のとおりです。

なお、耐用年数以内の買い替えは原則できません。また、購入額が基準額を超える場合、超過分は自己負担となります。

日常生活用具の種類

- (1) 介護・訓練支援用具 …身体介護や訓練を支援するための用具（特殊寝台、特殊マット など）
- (2) 自立生活支援用具 …入浴・食事・移動などの自立生活を支援する用具（入浴補助用具 など）
- (3) 在宅療養等支援用具 …在宅療養等を支援する用具（電気式たん吸引器、盲人用体温計 など）
- (4) 情報・意思疎通支援用具…情報収集・情報伝達・意思疎通等を支援する用具（点字器 など）
- (5) 排泄管理支援用具 …排泄管理を支援する用具（ストーマ装具 など）
- (6) 居宅生活動作補助用具 …居宅生活動作等を円滑にする用具（小規模な住宅改修を伴うもの）

品目	対象者			耐用年数	基準額
	年齢	障がいの内容	その他の条件		
(1) 介護・訓練支援用具					
特殊寝台 身体	18歳以上	1級または2級の下肢、体幹機能障がいのある方 難病患者で常時介護を要する方	腕または脚などの訓練ができる器具を備え、頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000円
特殊マット 身体・療育	18歳以上	1級の下肢、体幹機能障がいのある方		5年	50,000円
	3歳～17歳	1級または2級の下肢、体幹機能障がいのある方			
	3歳以上	療育手帳④またはAの所持者 難病患者で寝たきりの状態にある方			
特殊尿器 身体	学齢児以上	常時介護を要する1級の下肢、体幹機能障がいのある方		5年	67,000円
	—	難病患者で自力で排泄できない方			
入浴担架 身体	3歳以上	1級または2級の下肢、体幹機能障がいのある方	入浴に介護を要する方	5年	82,400円
体位変換器 身体	学齢児以上	1級または2級の下肢、体幹機能障がいのある方	下着交換等に介助を要する方	5年	15,000円
	—	難病患者で寝たきりの状態にある方			

品目	対象者			耐用年数	基準額
	年齢	障がいの内容	その他の条件		
移動用リフト 身体	3歳以上 —	1級または2級の下肢、体幹機能障がいのある方 難病患者で下肢、体幹機能障がいのある方	住宅改造を伴うものを除く	4年	159,000円
訓練いす 身体	3歳～17歳	1級または2級の下肢、体幹機能障がいのある方	原則として附属のテーブルを付ける	5年	33,100円
訓練用ベッド 身体	学齢児～17歳 —	1級または2級の下肢、体幹機能障がいのある方 難病患者で下肢、体幹機能障がいのある方	腕または脚などの訓練ができる機能を備えたもの	8年	159,200円
(2) 自立生活支援用具					
入浴補助用具 身体	3歳以上 —	入浴介助を要する下肢、体幹機能障がいのある方 難病患者で入浴介助を要する方	住宅改造を伴うものを除く	8年	90,000円
便器 身体	学齢児以上 —	1級または2級の下肢、体幹機能障がいのある方 難病患者で常時介護を要する方	手すりの取り付け可。ただし住宅改造を伴うものを除く	8年	便器のみ：4,450円 手すり付：5,400円
頭部保護帽 療育	—	療育手帳④またはAの所持者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する恐れのある方		3年	12,768円～ 30,870円
T字状つえ・棒状つえ 身体	学齢児以上	平衡機能、下肢または体幹機能障がいのある方		3年	木製：2,266円 軽金属製：3,090円 ※加算要件あり
移動・移乗支援用具 身体	3歳以上 —	平衡機能、下肢または体幹機能障がいのある方 難病患者で下肢に障がいのある方	手すり、スロープなど。ただし住宅改造を伴うものを除く	8年	60,000円
特殊便器 身体・療育	学齢児以上 —	1級または2級の上肢機能障がいのある方 療育手帳④またはAの所持者 難病患者で上肢機能に障がいのある方	温水温風を出せるもの。ただし住宅改造を伴うものを除く	8年	151,200円
火災警報器 身体・療育	—	身体障害者手帳の所持者 療育手帳④またはAの所持者 難病患者	火災の感知および避難が著しく困難な単身世帯、またはこれに準じる世帯	8年	15,500円

品目	対象者			耐用年数	基準額
	年齢	障がいの内容	その他の条件		
自動消火器 身体・療育		身体障害者手帳1級または2級の所持者 療育手帳④またはAの所持者 難病患者	火災の感知および避難が著しく困難な単身世帯、またはこれに準じる世帯	8年	28,700円
電磁調理器 身体・療育	18歳以上	身体障害者手帳1級または2級の所持者 療育手帳④またはAの所持者	視覚障がい者のみの世帯、またはこれに準じる世帯	6年	41,000円
歩行時間延長信号機用 小型送信機 身体	学齢児以上	1級または2級の視覚障がいのある方		10年	7,000円
聴覚障がい者用屋内信号装置 身体	—	聴覚障がいのある方	聴覚障がい者のみの世帯、またはこれに準じる世帯	10年	87,400円
視覚障がい者用誘導装置 身体	—	身体障がい者（視覚障がいのある者に限る。）で音声による誘導を必要とする方	音声により目的物の位置等の確認が可能となるもの	5年	56,000円
携帯用信号装置 身体	—	障がいの部位が聴覚障がいの身体障がい者で視覚又は触覚によらなければ呼び出し等に応じることができない方	送信機と受信機を1組とし、送信による合図が触覚等により知覚できる物で、誘導可能なもの	6年	18,000円
トイレチェアー 身体	原則学齢児以上 ----- —	身体上の障害（下肢又は体幹に係るものに限る。）の程度が1級又は2級の身体障がい者の方 ----- 難病患者で常時介護を要する方	椅子等の形状をし、座位を保ったまま排便が可能な物	8年	81,000円
車いす用段昇降機 身体	学齢児以上	常時車いすを使用している方		10年	260,000円
(3) 在宅療養等支援用具					
透析液加温器 身体	3歳以上	じん臓機能障がい3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う方		5年	51,500円
ネブライザー（吸入器） 身体	—	呼吸器機能障がい3級以上または同程度の身体障がい者が必要と認められる方 難病患者で呼吸機能に障がいのある方	対象者が容易に使用できる物	5年	36,000円

品目	対象者			耐用年数	基準額
	年齢	障がいの内容	その他の条件		
電気式たん吸引器 身体	—	呼吸器機能障がい3級以上または同程度の身体障がい者で必要と認められる方 難病患者又は小児慢性特定疾患児で呼吸機能に障がいのある方	対象者が容易に使用できる物	5年	56,400円
電気式たん吸引器・ネブライザー両用器 身体	—	呼吸器機能障がい3級以上または同程度の身体障がい者で必要と認められる方 難病患者又は小児慢性特定疾患児で呼吸機能に障がいのある方	対象者が容易に使用できる物	5年	72,450円
パルスオキシメーター	—	難病患者で人工呼吸器の装着が必要な方		5年	157,500円
人工呼吸器用自家発電機、外部バッテリー、ポータブル電源	—	在宅で常時人工呼吸を使用する身体障害児・者、難病患者（施設入所者を除く）	介護者が容易に使用できる物	6年	100,000円
酸素ボンベ運搬車	—	医療保険による在宅酸素療法を行っている方		10年	17,000円
視覚障がい者用体温計（音声式） 身体	学齢児以上	1級または2級の視覚障がいのある方	視覚障がい者のみの世帯またはこれに準じる世帯	5年	9,000円
視覚障がい者用体重計 身体	18歳以上			5年	18,000円
(4) 情報・意思疎通支援用具					
携帯用会話補助装置 身体	学齢児以上	音声機能、言語機能障がいまたは肢体不自由で発生・発語に著しい障がいのある方	携帯式で言葉を音声または文章に変換する機能を有するもの	5年	98,800円
情報・通信支援用具 身体	学齢児以上	1級または2級の視覚障がい、上肢機能障がいのある方	情報機器（パソコン）に必要な周辺機器やソフトの使用により社会参加が見込まれる方	5年	100,000円
点字ディスプレイ 身体	—	1級または2級の視覚障がいのある方	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	383,500円

品目	対象者			耐用年数	基準額
	年齢	障がいの内容	その他の条件		
点字器 身体	学齢児以上	1級または2級の視覚障がいのある方	文字等の情報を点字等により示すことができ、容易に操作できるもの	標準型7年 携帯用5年	標準型A：10,712円 標準型B：6,798円 携帯用A：7,416円 携帯用B：1,699円
点字タイプライター 身体	—	1級または2級の視覚障がいのある方	本人が就学もしくは就労しているか、または就労が見込まれている方	5年	63,100円
視覚障がい者用ポータブルレコーダー 身体	学齢児以上	1級または2級の視覚障がいのある方		6年	録音再生機：85,000円 再生専用機：35,000円
視覚障がい者用活字文書読上げ装置 身体	学齢児以上	1級または2級の視覚障がいのある方		6年	99,800円
視覚障がい者用拡大読書器 身体	学齢児以上	この装置により文字等を読むことが可能になる視覚障がいのある方		8年	198,000円
地上デジタル放送対応ラジオ 身体	—	1級または2級の視覚障がいのある方	容易に使用できる物	5年	29,000円
文字放送ラジオ 身体	—	障がいの部位が聴覚障がいの身体障がい者で文字による情報を必要とするもの	FM文字多重放送の受信が可能な物	5年	23,000円
視覚障がい者用音声ICタグレコーダー 身体	学齢児以上	1級または2級の視覚障がいのある方	ICタグに登録した音声の情報を専用機により読み上げる機能を有する物	6年	39,000円
視覚障がい者用時計 身体	18歳以上	1級または2級の視覚障がいのある方		10年	触読時計：10,300円 音声時計：13,300円
聴覚障がい者用通信装置 身体	学齢児以上	聴覚または発声・発語に著しい障がいを有し、コミュニケーションや緊急連絡等の手段として必要と認められる方	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器	5年	71,000円

品目	対象者			耐用年数	基準額
	年齢	障がいの内容	その他の条件		
聴覚障がい者用情報受信装置 身体	—	この装置によりテレビの視聴が可能になる聴覚障がいのある方		6年	88,900円
人工喉頭 身体	—	喉頭に障がいがあり、人工喉頭を使用すれば会話が可能となる方		笛式4年 電動式5年	笛式：5,150円 ※加算要件あり 電動式：72,203円
福祉電話（貸与のみ） 身体	18歳以上	1級または2級の難聴又は外出が困難な身体障がい者でコミュニケーションや緊急連絡等の手段として必要があると認められる方 ファクスの貸与を受けている方	単身世帯またはこれに準ずる世帯	—	83,300円
ファクス（貸与のみ） 身体	—	聴覚障がいまたは音声・言語機能障がい3級以上で、コミュニケーションや緊急連絡等の手段として必要があると認められる方	電話（難聴者用含む）によるコミュニケーションが困難な身体障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯	—	7,700円
点字図書 身体	学齢児以上	視覚に障がいがあり、主に情報の入手を点字により行っている方		—	点字図書価格
(5) 排泄管理支援用具					
ストマ用装具（紙おむつ） 身体	3歳以上	①ぼうこうまたは直腸機能障がいのある方 ②造設したストマの変形などによりストマを装着することができない方 先天性疾患に起因する神経障がい等による高度の排尿・排便機能障がいのある方 ③脳原性運動機能障がい又は学齢期までに発症した進行性疾患等に係る障がいの程度が1級または2級の方で、尿意・便意の意思表示が困難であり、紙おむつ以外の排せつ処理が困難な在宅で生活している方	特例として、②または③の対象者については、ストマ用装具に代えて紙おむつ（お尻拭き含む）を支給することができる	—	ストマ（消化器系） 月 8,858円 ストマ（尿路系） 月 11,639円 紙おむつ 月 12,000円

品目	対象者			耐用年数	基準額
	年齢	障がいの内容	その他の条件		
収尿器 身体	学齢児以上	1級または2級の下肢・体幹機能障がいのある方		—	男性用普通型：7,931円 男性用簡易型：5,871円 女性用普通型：8,755円 女性用簡易型：6,077円
(6) 住宅改修費					
居宅生活動作補助用具 身体	学齢児以上	3級以上の下肢・体幹機能障がいまたは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障がいのある方（特殊便器への取換えを行う場合は、上肢障がい2級以上に限る）	対象者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの（介護保険制度の住宅改修が優先される）	原則1回	200,000円
	—	難病患者で下肢、体幹機能障がいのある方			

11 関係機関所在地・連絡先

機関名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
吉川市役所 障がい福祉課	342-8501	吉川市きよみ野1-1	048(982)5238	048(981)5392
子育て支援課	〃	〃	048(982)9529	048(981)5392
国保年金課	〃	〃	048(982)5117	048(981)5392
課税課	〃	〃	048(982)5114	048(981)5392
危機管理課	〃	〃	048(982)9471	048(981)5392
環境課	〃	〃	048(982)9696	048(981)5392
選挙管理委員会	〃	〃	048(982)9572	048(981)5392
こども発達センター	342-0055	吉川市吉川2-1-13 保健センター2階	048(983)4800	048(981)3881
吉川市社会福祉協議会	342-0055	吉川市吉川2-1-1	048(981)8750	048(981)8750
吉川フレンドパーク	342-0015	吉川市中井3-177-2	048(983)8771	048(981)8855
障がい福祉総合支援センター なまずの里	342-0005	吉川市川藤14-1	048(999)6413	048(999)6854
吉川市障がい者相談支援センター すずらん	342-0005	吉川市川藤14-1	048(981)8510	048(999)6854
吉川市障がい者就労支援センター レゴリス	342-0005	吉川市川藤14-1	048(999)6509	048(999)6854
重症心身障害児施設中川の郷療育センター	343-0116	松伏町下赤岩222	048(992)2701	048(992)2702
草加児童相談所	340-0035	草加市西町425-2	048(920)4152	048(922)3600
草加保健所	340-0035	草加市西町425-2	048(925)1551	048(925)1554
越谷年金事務所	343-8585	越谷市弥生町16-1越谷ツインシティBシティ3階	048(960)1190	—
越谷県税事務所	343-0813	越谷市越ヶ谷4-2-82	048(962)2191	048(962)2428
埼玉県自動車税事務所春日部支所	344-0042	春日部市増戸752-5	048(763)4111	048(760)1207
越谷税務署	343-0807	越谷市赤山町5-7-47	048(965)8111	—
吉川警察署	341-0003	三郷市彦成1-144	048(958)0110	—
埼玉県警察本部通信指令課 (FAX110番)	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-15-1県庁第2庁舎	—	0120(264)110
NHKさいたま放送局 (受信料に関する問い合わせ)	330-6020	さいたま市中央区新都心11-2L・A・タワー20階	048(600)6711	—
吉川郵便局	342-0041	吉川市保1-32-1	0570(943)826	048(982)7073
首都高お客さまセンター	—	—	03(6667)5855	03(3249)1161
NEXCO 東日本お客さまセンター	—	—	0570(024)024	—
埼玉県伊豆潮風館	413-0231	静岡県伊東市富戸1317-89	0557(51)1504	0557(51)3436
吉川松伏消防組合吉川消防署	342-0016	吉川市会野谷481	048(982)3931	048(981)7150
埼玉県障害者交流センター	330-0046	さいたま市浦和区大原3-10-1	048(834)2222	048(834)3333
埼玉聴覚障害者情報センター	330-0074	さいたま市浦和区北浦和5-6-5浦和合同庁舎2階	048(814)3353	048(814)3355
身体障害者能力開発訓練センター	352-0023	新座市堀之内2-1-46	048(481)2711	048(481)6578

○児童放課後等デイサービス(就学児童に限る)・児童発達支援(就学前児童)・保育所等訪問支援

サービス種類名	施設名称	施設所在地	電話番号	FAX番号
放課後等デイサービス	放課後等デイサービスGoodface	保80-5	048-972-4693	048-951-4694
放課後等デイサービス	はなみずき学園吉川校	高久1-31-13	048-954-7797	048-954-7793
多機能型(放デイ・保育所等訪問・生活介護)	放課後等デイサービスTekuTeku	高久1-38-4	048-973-7358	048-973-7359
多機能型(放デイ・保育所等訪問・生活介護)	放課後等デイサービスてくてく SUN	高久1-26-14-103	048-940-3777	048-940-5168
放課後等デイサービス・児童発達支援	ILe吉川バリヴェール	吉川1-2-6	048-961-8416	048-961-8418
放課後等デイサービス	DEKITA吉川	木売2-3-11 グリンヒルビル4F	048-984-3833	048-984-3834
放課後等デイサービス・児童発達支援	DEKITA2吉川	木売1-4-11 宏次ビル4F	048-984-3005	048-984-3006
放課後等デイサービス	運動学習支援教室エポックきよみ野教室	きよみ野2-15-2 2F	048-940-5031	048-940-5032
放課後等デイサービス	GRIPキッズ吉川校	木売2-9-6 BASKIN 1F	048-971-9309	048-971-9310
児童発達支援・保育所等訪問支援	吉川市こども発達センター	吉川2-1-13 保健センター2F	048-983-4800	048-981-3881
放課後等デイサービス・児童発達支援	ハッピーテラス吉川教室	保1-37-13 平成ビル2F	048-940-1685	048-940-1685
放課後等デイサービス	カナデ	栄町1514-1	048-940-3240	048-940-8760
放課後等デイサービス・児童発達支援	ネイスぶらす吉川美南校	美南5-29-11 エンリッチ1F	048-940-7137	048-940-7237
放課後等デイサービス・児童発達支援	ファンファーレ吉川	きよみ野3-13-27	048-972-6531	048-972-6532
放課後等デイサービス	サンFC吉川	美南5-9-8 アルモデ-ロ舎番館1-3号室	048-940-6045	048-940-6046
児童発達支援	レモネードキッズ吉川美南	美南3-25-1 イオンタウン吉川美南 東街区1F	048-940-9266	048-940-9277
放課後等デイサービス・児童発達支援	ウィズ・ユー吉川美南	中曽根2丁目2-32	050-1722-5822	
放課後等デイサービス・児童発達支援	こどもプラス吉川教室	平沼1丁目9-8 吉川パークハイツ1階	048-940-9067	048-940-9068

○共同生活援助(グループホーム)

グループホーム種類	共同生活住居名称	共同生活住居所在地	電話番号	FAX番号
介護サービス包括型	グループホームとうもろこし	平沼1-6-10 ツインハウス吉川	048-982-4012	048-982-4012
介護サービス包括型	グループホームそらまめ	吉川2-33-9 グレイスハイツ第一	048-982-4012	048-982-4012
介護サービス包括型	グループホームおくら	吉川1-26-3 ビクトリー	048-982-4012	048-982-4012
介護サービス包括型	グループホームむさしの家きよみ野	きよみ野2-15-2	048-940-3015	048-940-3016
介護サービス包括型	リリーフハウス吉川	保802-7	048-981-1502	048-981-1502
介護サービス包括型	グループホームMotto I ~VIII	きよみ野3-23-9 中野104-7・105-1 ヒカリハイツ	090-1606-9731	
日中支援型	グループホーム陽～haru～	美南5-7-10	048-972-6540	048-972-6542
日中支援型	ウェルサンライズ吉川	美南5-10-4	050-6861-9497	048-940-1578
通常型	グループホームわおん吉川きよみ野	きよみ野2-5-11	048-954-4105 080-5648-0312	

○生活介護・自立訓練・就労継続B型・就労移行・就労継続A型・就労定着

サービス種類	事業所名	所在地(大字地番)	電話番号	FAX番号
生活介護	吉川フレンドパーク	中井3-177-2	048-983-8771	048-983-8180
就労継続B型			048-981-8833	048-981-8855
生活介護	ひだまり	川藤14-1	048-999-6413	048-999-6453
自立訓練			048-940-6241	
就労継続B型			048-999-6413	
就労移行支援			048-940-6241	
就労定着支援				
就労継続A型	あいりす	高久2-7-3	048-984-3205	048-984-3206
就労継続A型	ヒューマンティーアシスト合同会社吉川事業所	高富2-6-5	048-971-9113	048-971-9114
生活介護	よりみち	川野75-2	048-972-6922	048-972-6922
生活介護(放デイ・保育所等訪問支援との多機能型)	生活介護 のらのら	高久1-38-4	048-973-7358	048-973-7359
就労移行支援	トレパニア	中曽根2-6-11	048-984-7338	048-984-3004
就労継続B型	Days	中曽根2-13-9	048-984-7114	048-984-7115
就労継続B型	ひいらぎ	きよみ野3-13-42	048-919-2207	048-919-2210
就労移行支援	よしかわカルディア	保1-21-10泉ビル1F	090-4965-0522	
就労継続B型	きらりは一と	平沼1-12-11	070-8579-4480	
就労継続B型	Toy Museum Cafe	美南3-25-1 イオンタウン吉川美南東街区1F	048-940-2976	048-940-2977

○居宅介護事業所

サービス種類	事業所名	所在地(大字地番)	電話番号	FAX番号
居宅介護	ニチケアセンター吉川	保1-3-7 吉川医療ビル1F	048-984-4010	048-984-4020
重度訪問介護				
居宅介護	社会福祉法人吉川市社会福祉協議会	吉川2-1-1	048-981-8750	048-981-8750
同行援護				
居宅介護	医療法人相羽医院たんぼぼ	中央3-28-2	048-983-8870	048-983-8871
重度訪問介護				
居宅介護	けあビジョン吉川	木売2-21-3 ヴィラージュ木売1F	048-984-0600	048-984-0601
重度訪問介護				
同行援護				
居宅介護	福祉楽団地域ケアよしかわ	吉川団地1-7-107	048-984-2332	048-984-2333
重度訪問介護				
同行援護				
居宅介護	ラウンド&ケアヘルパーステーション東部	木売1-4-11 宏治ビル5階A	050-6865-7204	048-971-7993
重度訪問介護				
居宅介護	居宅介護事業所くるくる	高久1-38-4	048-973-7358	048-973-7359
重度訪問介護				
同行援護				
居宅介護	訪問介護事業所ひまわり	中央2-12-26	048-945-8337	048-947-5423
重度訪問介護				
居宅介護	ヘルパーステーション四つ葉	木売588-7	048-971-9982	048-971-8372
重度訪問介護				

○計画相談支援事業所

サービス種類	事業所名	所在地(大字地番)	電話番号	FAX番号
計画相談支援・障害児相談支援	吉川市障がい者相談支援センターすずらん	川藤14-1	048-981-8510	048-999-6854
計画相談支援・障害児相談支援	医療法人相羽医院たんぼぼ	中央3-28-2	048-983-8870	048-983-8871
計画相談支援・障害児相談支援	福祉楽団地域ケアよしかわ	吉川団地1-7-107	048-984-2332	048-984-2333
計画相談支援・障害児相談支援	相談支援事業所トナリ	中曽根2-13-9	048-984-7114	048-984-7117
計画相談支援・障害児相談支援	相談支援事業所りらくま	平沼284	048-972-4854	048-972-4855
障害児相談支援	吉川市こども発達センター	吉川2-1-13 2F	048-983-4800	048-981-3881

○指定相談支援事業所

サービス種類	事業所名	所在地(大字地番)	電話番号	FAX番号
地域移行支援・地域定着支援	吉川市障がい者相談支援センターすずらん	川藤14-1	048-981-8510	048-981-6854

○地域活動支援センター

サービス種類	事業所名	所在地(大字地番)	電話番号	FAX番号
地域活動支援センター	吉川市地域活動支援センター	川藤14-1	048-981-8510	048-981-6854

